公文書館年報

(令和元年度の運用状況報告)

令和2年7月 相模原市立公文書館

目次

公式	文書館の概要	1
1	設置の目的	1
2	沿 革	1
3	事業実績	1
4	組 織	3
5	施設概要	3
6	予算・決算	4
7	歴史的公文書所蔵数	5
8	公文書館の業務	7
9	行政資料所蔵数	8
10	広報的資料	9
利月	月状況	10
1	公文書館の利用状況	10
2	歴史的公文書利用状況	11
3	非利用情報の適用条項別内訳	12
4	請求等の内容と処理状況	13
5	行政資料の利用状況	15
6	複写費用の徴収	16
平局	艾 30 年度事業の内容	16
1	企画展の状況	16
2	講演会の状況	17
3	主な視察来館団体と報道機関の取材	17
4	公文書館職員の研修受講状況 ************************************	17
5	公文書館へのアンケート	18

公文書館の概要

1 設置の目的

歴史資料として重要な公文書を適切に保存し、市民等の利用に供することを目的に設置。

2 沿革

平成 23 年 3 月 新・相模原市総合計画 前期実施計画に「市が所有する公文書を市民共有の知的資源として保存・利用を図るため、公文書の管理体制と、そのための条例の整備など公文書館機能の構築に向けた検討を進める」ことを位置づけ。

平成 24 年 4 月 歴史的公文書の保存・利用を含めた公文書の管理の在り方等に ついて、市長から情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会 へ諮問。

平成 25 年 6 月 審議会から歴史的公文書をより適切に保存し、閲覧に供するとともに、これに関連する調査研究を行うために、独自の組織と施設を有する公文書館の設置が必要であるとの答申。

平成 25 年 12 月 相模原市公文書管理条例を制定 平成 26 年 4 月 相模原市公文書管理条例施行 平成 26 年 6 月 相模原市立公文書館条例を制定 平成 26 年 8 月 旧城山町議会議場を改修工事 平成 26 年 9 月 公文書館の内覧会を実施

平成 26年10月 相模原市立公文書館開館(10月1日)

相模原市立公文書館条例施行

3 事業実績

平成 27 年 1 月 第 1 回企画展

(平成 26 年 10 月 1 日から平成 27 年 4 月 5 日まで)

平成 27 年 1 月 第 1 回講演会 (1 月 31 日)

平成 27 年 4 月 第 2 回企画展 (4 月 16 日から 6 月 20 日まで)

平成 27 年 5 月 相模原市立公文書館だより創刊号発行(5月 15日)

平成 27 年 7 月 第 3 回企画展 (7 月 16 日から 9 月 15 日まで)

平成 27 年 9 月 第 2 回講演会 (9 月 12 日)

平成 27 年 10 月 相模原市立公文書館だより第2号発行(10月15日)

第4回企画展(10月22日から12月27日まで)

平成 28 年 1 月 第 5 回企画展(1月 31 日から 4 月 10 日まで)

平成 28 年 3 月 平成 28 年 5 月	第3回講演会(3月5日) 相模原市立公文書館だより第3号発行(5月10日)
	第6回企画展(5月 17 日から8月 14 日まで)
平成 28 年 7 月	相模原市立公文書館講座(7月8日)
平成 28 年 9 月	第7回企画展(9月 23 日から 12 月 17 日まで)
	市立図書館で同企画展を協働で展示(9月30日から11月9日 まで)
平成 28 年 10 月	相模原市立公文書館だより第 4 号発行(10 日 1 日)
	第 4 回講演会(10 月 29 日)
平成 29 年 1 月	第8回企画展(1月17日から3月31まで)
	市立図書館で同企画展を協働で展示(1月19日から3月31日 まで)
平成 29 年 3 月	第5回講演会(3月4日)
平成 29 年 5 月	相模原市立公文書館だより第 5 号発行(5 月 20 日)
	第9回企画展(5月18日から7月30日まで)
	市立図書館で同企画展を協働で展示(6月1日から7月30日まで)
平成 29 年 10 月	相模原市立公文書館だより第 6 号発行(10 月 1 日)
	第 10 回企画展(10 月 6 日から 12 月 28 日まで)
	市立図書館で同企画展を協働で展示(11 月 29 日から 12 月 28 日まで)
平成 29 年 1 1 月	第 43 回全史料協全国(神奈川相模原)大会
平成 30 年 2 月	第 11 回企画展(2 月 15 日から 4 月 8 日まで)
	市立図書館で同企画展を協働で展示(2月28日から4月8日まで)
平成 30 年 3 月	第6回講演会(3月10日)
平成 30 年 5 月	相模原市立公文書館だより第7号発行(5月1日)
平成 30 年 6 月	第 12 回企画展(6 月 15 日から 8 月 26 日まで)
	市立図書館で同企画展を協働で展示(7月4日から8月26日まで)
平成 30 年 10 月	相模原市立公文書館だより第8号発行(10月1日)
	第 13 回企画展(10 月 16 日から 12 月 24 日まで)
	市立図書館で同企画展を協働で展示(10月24日から12月24日まで)
平成 31 年 1 月	第 14 回企画展(1 月 24 日から 3 月 31 日まで)
	市立図書館で同企画展を協働で展示(2月15日から3月31日まで)
平成 31 年 3 月	まで) 第7回講演会(3月16日)
令和 元年 5月	相模原市立公文書館だより第9号発行(5月1日)
令和 元年 7月	•
マ에 ルサ / 거	第15回企画展(7 月 5 日から 9 月 8 日まで)

令和 元年 10月 第16回企画展(10月8日から12月22日まで)

令和 元年 11月 相模原市立公文書館だより第10号発行(11月1日)

令和 2年 2月 第17回企画展(2月4日から3月1日まで)

4 組織

総務局 情報公開課 公文書館

公文書館長 (再任用職員) 1名

公文書館職員 (再任用職員) 3名

(事務補助員) 1名

窓口担当職員 (事務補助員2人で交代) 1名

目録作成等担当職員 (事務補助員) 3名

5 施設概要

(1)開館等

開館時間 午前8時45分から午後5時まで

休館日 月曜日、祝日、第3土曜日及び日曜日、年末年始(12/29~1/3)

【令和2年度試行】

(2)施設

当館は、平成8年3月に旧城山町の町議会棟として建設された建物の3階部分を、平成26年に改修工事を行い利用しています。

書庫は、旧城山町の行政棟の地下1階にある書庫の一部を利用しています。

鉄骨造3階建の3階部分及び書庫

閲覧展示室 211.8 m 地下書架の延長 317m (別に外部書庫)

事務室 28.6 m²

整理作業室等 84.9 m

合 計 325.3 m²

6 予算・決算

	平成 30 年度 (決算)	令和元年度 (決算見込)	令和 2 年度 (予算)
備品購入費	30 千円	3 千円	148 千円
システム経費(システム使 用料・データ更新)	822 千円	826 千円	792 千円
外部倉庫保管料	937 千円	973 千円	2,430 千円
保存経費(くん蒸、中性紙 保存箱)	1,915 千円	1,017 千円	1,614 千円
展示啓発事業費(講師謝礼 を含む)	112 千円	26 千円	230 千円
アドバイザー経費	0 千円	0 千円	30 千円
審議会経費*	187 千円	159 千円	238 千円
歴史的公文書複写費用 (請求に基づくもの)	0 千円	0 千円	20 千円
消耗品費	47 千円	103 千円	50 千円
負担金	62 千円	62 千円	62 千円
旅費	28 千円	52 千円	195 千円
合 計	4,140 千円	3,221 千円	5,809 千円

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
	(決算)	(決算見込)	(予算)
報酬(公文書館長)	4,328 千円		

^{*} 令和元年度から館長を非常勤特別職から再任用職員に変更。

7 歴史的公文書所蔵数

「歴史的公文書」とは、後世に残すべき重要な公文書のうち、公文書管理条例の規定により保存されているものをいいます。

(1)歴史的公文書数 29,774件(件:簿冊ごとの単位)

旧相模原市	7,745	件
旧城山町	3,488	件
旧城山町	2,980	件
旧川尻村	261	件
旧湘南村	246	件
旧三沢村	1	件
旧津久井町	15,308	件
旧津久井町	4,559	件
旧青根村	3,621	件
旧青野原村	1,558	件
旧串川村	2,798	件
旧鳥屋村	2,772	件
旧相模湖町	1,012	件
旧相模湖町	869	件
旧内郷村	48	件
旧小原町	24	件
旧与瀬町	70	件
旧千木良村	1	件
旧藤野町	2,221	件
旧藤野町	819	件
旧牧野村	1,402	件
合 計	29,774	件
	₹ △ 1□ ○	T 0 D 04 D D #

【令和2年3月31日現在】

(2)目録整備状況 目録数 25,477件(件:簿冊ごとの単位)

11.44.14.15.14.15.14.15.14.15.14.15.15.15.15.15.15.15.15.15.15.15.15.15.		4 4 4 0	<i>(</i> 4		
現相模原市		1,149	件		
旧相模原市		537	件		
現相模原市		612	件		
旧相模原市		4,008	件		
旧相模原市	(市史収集分)	2,766	件		
旧相模原市		1,034	件		
旧相模原町	(市史収集分)	189	件		
旧上溝町	<i>II</i>	1	件		
旧相原村	<i>II</i>	4	件		
旧大野村	<i>II</i>	2	件		
旧田名村	<i>II</i>	2	件		
旧麻溝村	<i>II</i>	3	件		
旧新磯村	<i>''</i>	2	件		
旧大澤村	<i>"</i>	5	件		
旧城山町		1,999	件		
旧城山町		1,491	件		
旧川尻村		261	件		
旧湘南村		246	件		
旧三沢村	(城山)	1	件		
旧津久井町		15,260	件		
旧津久井町		4,511	件		
旧青根村		3,621	件		
旧青野原村		1,558	件		
旧串川村		2,798	件		
旧鳥屋村		2,772	件		
旧相模湖町		980	件		
旧相模湖町		837	件		
旧内郷村		48	件		
旧小原町		24	件		
旧与瀬町		70	件		
旧千木良村		1	件		
旧藤野町		2,081	件		
旧藤野町		679	件		
旧牧野村		1,402	件		
合 計		25,477	件	目録化率	85.6%
		- 4.			

【令和2年3月31日現在】

8 公文書館の業務

(1) 事務分掌

- ア 歴史的公文書及び行政資料等の保存、利用、利用促進等に関すること。
- イ 公文書館の管理及び運営に関すること。

(2) 公文書館の業務

- ア 歴史的公文書の利用等に係る相談に関すること。
- イ 歴史的公文書の利用の請求の受付に関すること。
- ウ 利用請求の補正の求めに関すること。
- エ 簡便な方法による歴史的公文書の利用に係る受付に関すること。
- オ 歴史的公文書の利用場所の提供に関すること。
- カ 歴史的公文書の写しの作成及び利用の実施に関すること。
- キ 歴史的公文書の写しの交付に要する費用の徴収に関すること。
- ク 利用決定等又は利用請求に係る不作為に係る審査請求の受付に関すること。
- ケ 利用請求に係る歴史的公文書の目録検索に関すること。
- コ 保存行政資料等の保存及び利用に関すること。

9 行政資料所蔵数

(単位 冊)

	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	
	総務	人事	財務	契約	住民	民生	経済	建設	教育	企業	計
	נל ני טאו	ヘザ	מניניא	<i>≻</i> ™3	公安	12	派王)月	Ħ E	文化	т х	
相模原市	1,986	40	498	4	249	348	134	187	932	0	4,378
神奈川県	165	0	1	0	31	26	10	48	52	0	333
国	4	0	2	0	2	0	0	3	3	0	14
他地方 公共団体	47	0	0	0	0	0	0	7	2	0	56
計	2,202	40	501	4	282	374	144	245	989	0	4,781
	А	В	С	D	Е	F	G	Н	I	J	4.
図書	総記	哲学	歴史	社会 科学	自然 科学	工学 技術	産業	芸術	語学	文学	計
計	10	0	302	10	9	6	5	7	0	6	355
合計										5,136	

【令和2年3月31日現在】

10 広報的資料

本市の施設、事業、制度の周知や普及啓発を行うために作成し、取得したポスター やパンフレットなどの印刷物やノベルティーグッズを管理・保管しています。

広報的資料保管数 556点

主な広報的資料: [令和元年度収集分]

	・第 70 回 相模原市民文化祭					
ポスター	・TOKYOU 2020 自転車競技ロードレース開催 みんなのまちが、世界を沸かす。					
	・相模原市の財政 令和元年度予算の概要					
	・「はやぶさ2」応援企画 片道から往復へ~時代 新たな宇宙時代の到来					
パンフレット リーフレット	・相模原直売所 マップ!					
チラシ	・パワフルでうるおいのある人間都市 相模原					
	・市景観重要建造物・樹木を指定しました!					
	・さがみはらイラストマップ下敷き					
ノベルティ - グッズ その他	・第 20 回小倉橋灯ろう流し「うちわ」					
	・相模原市マスコットキャラクターさがみんはっぴ					

【令和2年3月31日現在】

利用状況

1 公文書館の利用状況

平成28年度~30年度

(単位 日.人.件)

年度	開館日数	来館者数	一日平均来館者数	延べ利用 件数	1 日平均利用件数
H28 年度	288	1,014	3.5	2,718	9.4
H29 年度	291	1,236	4.2	3,078	10.6
H30 年度	291	957	3.3	2,202	7.6
計	870	3,207	3.7	7,998	9.2

令和元年度

(単位 日.人.件)

年・月 開館日数 来館		来館者数	一日平均来館者数	延べ利用 件数	1 日平均利用件数	
R1. 4	20	33	1.6	208	10.4	
5	26	42	1.6	84	3.2	
6	25	45	1.8	114	4.6	
7	25	87	3.5	156	6.2	
8	26	130	5.0	167	6.4	
9	24	63	2.6	166	6.9	
10	24	49	2.0	97	4.0	
11	25	60	2.4	71	2.8	
12	23	49	2.1	59	2.6	
R2. 1	22	26	1.2	139	6.3	
2	24	48	2.0	107	4.5	
3	1	3	3.0	8	8.0	
計	265	635	2.4	1.376	5.2	

^{*}利用件数は、歴史的公文書の利用件数、行政資料の貸出件数および資料の複写件数等の合計

^{*3}月2日から新型コロナウイルス感染防止のため臨時休館した。

2 歷史的公文書利用状況

(1)歷史的公文書利用請求

処理内容	平成 29 年度		平成 30 年	度	令和元年歷	臣
利用請求者	15 ,	人	17	人	2	人
請求文書件数	156	牛	103	件	24	件
全部利用	62 f	牛	37	件	5	件
一部利用	81 (牛	59	件	19	件
利用制限	13 (牛	4	件	0	件
審査中(31.3.31 時点)			3	件		

(2)歴史的公文書簡易閲覧申込(簡便な方法による利用)

処理内容	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
申込者数	14 人	7人	1 人
閲覧文書件数	109 件	22 件	1 件

(3) 実施機関による利用の特例

処理内容	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用・申込者数	7人	3人	5 人
文書総件数	37 件	25 件	8 件

(4)歴史的公文書の利用・閲覧申込・実施機関の利用特例の合計

処理内容	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用・申込者数	36 人	27 人	8 人
文書総件数	302 件	150 件	33 件

3 非利用情報の適用条項別内訳

公文書管理条例第 15 条において市長は、利用請求があった場合には、次に掲げる 第 1 号事由及び第 2 号事由に該当する場合を除き、これを利用させなければならない としています。

第1号 歴史的公文書に次に揚げる情報が記録されている場合

	区分	平成 29 年	度	平成 30 年	度	令和元年度	#Z
ア	個人に関する情報	76	件	63	件	19	件
1	法人等に関する情報	2	件	4	件	0	件
ウ	公共の安全等に関する情報	0	件	0	件	0	件
エ	事務事業の実施に関する情報 法令等の定めによる情報	8	件	1	件	0	件
	合 計	86	件	68	件	1 9	件

第2号 歴史的公文書の原本を利用することにより、原本の破損若しくはその破損 を生ずるおそれがある場合、又は市長が修復作業等のために原本を現に使用してい る場合

区分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
原本破損のおそれ	10 件	3 件	0 件

4 請求等の内容と処理状況

(1)歷史的公文書利用請求

受付 番号	請 求年月日	内容	決 定 年月日	決定内容	備考
1-1	R1.7.4	兵時書類	R1.8.30	一部利用	条例 15 条 1 項 1 号アに該当 条例 17 条 2 項の規定により延長
1-2	R1.7.4	動員準備業務一覧表 秘	R1.8.30	全部利用	
1-3	R1.7.4	兵事秘ノ取扱ヲ為スモノニ関ス ル書類綴	R1.8.30	全部利用	
1-4	R1.7.4	動員二関スル発来輸綴	R1.8.30	一部利用	条例 15 条 1 項 1 号アに該当 条例 17 条 2 項の規定により延長
1-5	R1.7.4	動員関係書類綴	R1.8.30	一部利用	条例 15 条 1 項 1 号アに該当 条例 17 条 2 項の規定により延長
1-6	R1.7.4	動員日誌 共通	R1.12.18	一部利用	条例 15 条 1 項 1 号アに該当 条例 17 条 2 項の規定により延長
1-7	R1.7.4	動員関係書類綴 「自動車」	R1.8.30	全部利用	
1-8	R1.7.4	動員関係書類綴	R1.8.30	一部利用	条例 15 条 1 項 1 号アに該当 条例 17 条 2 項の規定により延長
1-9	R1.7.4	動員二関スル発来輸綴 秘	R1.8.30	一部利用	条例 15 条 1 項 1 号アに該当 条例 17 条 2 項の規定により延長
1-10	R1.7.4	動員関係書類綴	R1.8.30	一部利用	条例 15 条 1 項 1 号アに該当 条例 17 条 2 項の規定により延長
1-11	R1.7.4	動員日誌 共通 秘	R1.8.30	一部利用	条例 15 条 1 項 1 号アに該当 条例 17 条 2 項の規定により延長
1-12	R1.7.4	陸軍 動員(臨時充員招集) 實施業務書 秘	R1.30	全部利用	
1-13	R1.7.4	陸軍 動員(宿直員)實施業務書	R1.8.30	全部利用	
1-14	R1.7.4	兵事書類	R1.8.30	一部利用	条例 17 条 2 項の規定により延長
1-15	R1.7.4	動員二関スル発来輸綴 實施年度 秘	R1.8.30	一部利用	条例 15 条 1 項 1 号アに該当 条例 17 条 2 項の規定により延長
1-16	R1.7.4	兵事書類	R1.8.30	一部利用	条例 15 条 1 項 1 号アに該当 条例 17 条 2 項の規定により延長
1-17	R1.7.4	兵事書類	R1.8.30	一部利用	条例 17 条 2 項の規定により延長
1-18	R1.7.4	兵事書類(入営団兵関係)	R1.8.30	一部利用	条例 15 条 1 項 1 号アに該当 条例 17 条 2 項の規定により延長
1-19	R1.7.4	兵事書類綴 (戦争関係)	R1.8.30	一部利用	条例 15 条 1 項 1 号アに該当 条例 17 条 2 項の規定により延長
1-20	R1.7.4	兵事書類 (徴兵検査関係)	R1.8.30	一部利用	条例 15 条 1 項 1 号アに該当 条例 17 条 2 項の規定により延長
1-21	R1.7.4	兵事書類 (徴兵検査関係)	R1.8.30	一部利用	条例 15 条 1 項 1 号アに該当 条例 17 条 2 項の規定により延長
1-22	R1.7.4	兵事残務書類綴	R1.8.30	一部利用	条例 15 条 1 項 1 号アに該当 条例 17 条 2 項の規定により延長

1-23	R1.7.4	兵事残務等綴	R1.8.30	一部利用	条例 15 条 1 項 1 号アに該当 条例 17 条 2 項の規定により延長
1-24	R1.11.10	京王帝都新路線関係書類	R1.11.22	全部利用	条例 17 条 2 項の規定により延長

(2)歷史的公文書簡易閲覧申込

受付 番号	申 込 年月日	内容	閲 覧 年月日	閲覧内容	備考
1-1	R 1 .6.20	地租改正地引絵図(長竹)3 冊	R 1 .6.20	全部閲覧	

(3) 実施機関特例利用請求

受付 番号	請 求 年月日	内 容	決 定 年月日	決定内容	備考
1-1	R1.6.12	平成 17 年度 6.6.1 14 産業集積促進事業	R1.6.12	館内での 閲覧	
1-2	R1.6.12	平成 18 年度 6.6.1 14 産業集積促進事業	R1.6.12	館外での 閲覧	
1-3	R1.6.17	0・0・00 耕地整理関係	R1.6.17	館外での 閲覧	
1-4	R1.7.2	政策調整会議(21)	R1.7.2	館外での 閲覧	
1-5	R1.7.2	政策調整会議(22)	R1.7.2	館外での 閲覧	
1-6	R1.7.10	部課長会議	R1.7.12	館外での 閲覧	
1-7	R1.7.10	政策会議	R1.7.12	館外での 閲覧	
1-8	R2.1.21	国有財産用途廃止 東清礦業 49 年度	R2.1.21	館外での 閲覧	

5 行政資料の利用状況

(1)有償刊行物の販売

【令和2年3月末】

主管課	刊 行 物 名	単価	件数	販売額
渉外課	相模原市と米軍基地(平成 27 年 3 月)	1,500 円	2	3,000 円
広報公聴課	市制施行 60 周年記念要覧	500 円	1	500 円
企画政策課	新・相模原総合計画 後期実施計画	360 円	1	360 円
	予算書及び予算に関する説明書 (一般会計)令和2年度	1,470 円	1	1,470 円
財務課	予算主要施策説明書 令和 2 年度	950 円	1	950 円
	当初予算の概要 令和2年度	330 円	1	330 円
	白図 (1/10,000) 5 城山全図	580 円	2	1,160 円
	白図 (1/2,500) 小倉	400 円	1	400 円
	白図 (1/2,500) 谷ヶ原	400 円	1	400 円
都市計画課	相模原市地形図(1/2,500)若葉台	400 F	1	400 円
	相模原市地形図(1/2,500)町屋・相原	400 円	1	400 円
	相模原市地形図(1/2,500)谷ケ原	400 円	1	400 円
	相模原市都市計画総括図(20000 分の 1) 平成 29 年 12 月	360 円	1	360 円
	都市計画マスタープラン	1,100 円	1	1,100 円
	都市計画マスタープラン一部改訂版 【広域交流拠点編】	130 円	1	130 円
人権・男女共同参画課	相模原市人権施策推進指針(H31.1 改訂)	910 円	1	910 円
教育センター	私 た ち の さ が み は ら (小学校社会科副読本)平成31年度	510 円	1	510 円
水とみどり環境計画課	相模原市水とみどりの基本計画 改訂版	2,510 円	1	2,510 円
	相模原市史 現代テーマ編	2,310 円	1	2,310 円
	相模原市史 現代図録編	1,500 円	12	18,000 円
	相模原市史 現代通史編	2,100 円	2	4,200 円
博物館	城山風土記 創刊号	600 円	1	600 円
	城山風土記 No.3	600 円	2	1,200 円
	城山風土記 No.5	600 円	1	600 円
	津久井町史 通史編 近世・近代・現代	2,720 円	1	2,720 円
	町史の窓(復刻版)	1,100 円	1	1,100 円
			41	46,020 円

(2)行政資料の貸出し

一般の閲覧に供する行政資料については貸出し希望者に対して貸出しを行っています。貸出し期間は7日以内です。

令和元年度 貸出者数 0名 貸出件(冊)数 0冊

6 複写費用の徴収

(1)コピー機による複写

令和元年度 33 人 607 枚 6,070 円

(2)歴史的公文書の利用による複写

令和元年度 0人 0枚 0円

令和元年度事業の内容

- 1 企画展の状況
- (1) 第 15 回企画展「『軍都計画』と相模原」その後
 - ア 期間 令和元年7月5日から9月8日まで、55日間
 - イ 来場者 246人
 - ウ 主な展示文書、資料 キャンプ淵野辺利用構想図-市案-(昭和45年) 戦車等のベトナム輸送についての抗議文(昭和47年)
- (2) 第 16 回企画展「使っているかも? 相模原生まれのエネルギー」
 - ア 期間 令和元年 10月8日から12月22日まで、61日間
 - イ 来場者 133 人
 - ウ 主な展示文書、資料水車設置願(大正5年)

高効率廃棄物発電技術開発パイロットプラントによる実証実験 (パンフレット:平成10年)

- (3) 第 17 回企画展「大正」という時代
 - ア 期間 令和2年2月4日から3月1日まで、23日間
 - イ 来場者 48人
 - ウ 主な展示文書、資料 国勢調査に対する侍従長から内閣総務大臣への申入 衆議院議員選挙法施行法改正ノ件

2 講演会の状況

新型ウイルス感染症拡大防止により、3月2日から休館したことから、令和元年 度の講演会は、中止とした。

3 主な視察来館団体等と報道機関の取材

令和元年 7月 町田経済新聞

8月 読売新聞、東京都公文書館(2名)

11月 群馬県市町村公文書連絡協議会(16名)

4 公文書館職員の研修受講状況

- 令和元年 5月 全国歴史資料保存利用機関連絡協議会役員会(1名) 全史料協関東部会令和元年度総会・総会記念講演会(1名)
 - 6月 全国歴史資料保存利用機関連絡協議会総会(1名) 令和元年度全国公文書館長会議(1名)
 - 7月 神奈川県歴史資料取扱機関連絡協議会第1回理事会(1名)
 - 9月 令和元年度全史料協関東部会第302定例研修会(1名)
 - 11月 第45回全史料協全国(安曇野)大会(1名)
 - 12月 神奈川県歴史資料取扱機関連絡協議会第2回講演会(1名)
- 令和 2 年 1 月 神奈川県歴史資料取扱機関連絡協議会第 2 回視察研修会(1 名) 令和元年度全史料協関東部会第 303 定例研修会(1 名)

5 公文書館へのアンケート結果

公文書館では、休憩コーナーにアンケート用紙を置き、来館者の方からの利用アンケートをいただいております。

(1)アンケート受取件数

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
受取件数	20 件	21 件	16 件

(2) 令和元年度のアンケートの主な内容

ア 年 齢 30代から70代までの方。

イ 来館目的 歴史的公文書等の利用や行政資料の閲覧、企画展の 見学などで、企画展が 12 件で 75%

ウ 自由意見 企画展が良かった。(展示内容等)

エ 利用頻度 初めての方が11件で69%と過半数を占めています。

〈資料〉

- ○相模原市公文書管理条例
- ○相模原市立公文書館条例
- ○企画展の状況
- ・第15回企画展:「『軍都計画』と相模原」その後
- ・第 16 回企画展:「使っているかも?相模原生まれの

エネルギー~水車からメガソーラーまで~」

・第17回企画展:『大正』という時代

○相模原市公文書管理条例

目次

- 第1章 総則(第1条-第3条)
- 第2章 公文書の管理(第4条―第12条)
- 第3章 歴史的公文書の保存、利用等(第13条一第32条)
- 第4章 雑則(第33条-第40条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、市の諸活動や歴史的事実の記録である公文書が、市民共有の知的資源として、市民が主体的に利用し得るものであることに鑑み、公文書の管理に関する基本的事項を定めることにより、公文書の適正な管理、歴史的公文書の適切な保存及び利用等を図り、もって市政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、市政に関する市民の知る権利を尊重し、市の諸活動を現在及び将来の市民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、 人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。
- 2 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書(図画及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)を含む。第20条を除き、以下同じ。)であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。
 - (1) 新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
 - (2) 文書の作成の補助に用いるため一時的に作成した電磁的記録
 - (3) 相模原市立図書館条例(昭和39年相模原市条例第31号)第2条に規定する図書館、相模原市立博物館条例(平成7年相模原市条例第13号)第2条に規定する博物館その他の市の施設において、一般の利用に供することを目的とし

て管理されているもの

3 この条例において「歴史的公文書」とは、後世に残すべき重要な公文書のうち、 第9条第1項から第4項までの規定により保存されているものをいう。

(他の法令等との関係)

第3条 公文書の管理については、法令又は他の条例(以下「法令等」という。)の 規定により、特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

第2章 公文書の管理

(公文書管理の原則)

第4条 実施機関の職員は、この条例の目的を十分認識し、公文書の作成、整理、 保存等を適切に行わなければならない。

(公文書の作成)

- 第5条 実施機関の職員は、当該実施機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該実施機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、文書を作成しなければならない。ただし、事案が軽微なものであるときは、この限りでない。
- 2 実施機関は、前項の文書が適切に作成されるようにするため、公文書の作成に 関する指針を定めるものとする。

(公文書の整理等)

- 第6条 実施機関の職員が公文書を作成し、又は取得したときは、当該実施機関は、 事務及び事業の性質、内容等に応じ、系統的に分類するとともに、保存期間及び 保存期間の満了する日を設定しなければならない。
- 2 実施機関は、前項の規定による公文書の分類に関する基準を定めなければならない。
- 3 公文書の保存期間は、法令等に別に定めがあるもののほか、別表に定める期間 を基準とする。
- 4 実施機関は、次の各号に掲げる公文書については、第1項の規定により設定した保存期間及び保存期間の満了する日を、当該各号に定める期間を経過する日までの間、延長するものとする。この場合において、一の区分に該当する公文書が他の区分にも該当するときは、それぞれの期間が経過する日のいずれか遅い日ま

での間、保存するものとする。

- (1) 現に監査、検査等の対象になっているもの 当該監査、検査等が終了する までの間
- (2) 現に係属している訴訟における手続上の行為をするために必要とされるも
- の 当該訴訟が終結するまでの間
- (3) 現に係属している不服申立てにおける手続上の行為をするために必要とされるもの 当該不服申立てに対する裁決又は決定の日の翌日から起算して1年間
- (4) 相模原市情報公開条例(平成12年相模原市条例第39号。以下「情報公開条例」という。)第5条の規定による公開請求又は相模原市個人情報保護条例(平成16年相模原市条例第23号)第14条第1項の規定による開示の請求、同条例第28条第1項の規定による訂正の請求若しくは同条例第36条第1項の規定による利用停止の請求があったもの 当該請求に対する諾否の決定の日の翌日から起算して1年間
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が職務の遂行上必要とするもの 実 施機関が必要と認める期間
- 5 実施機関は、保有する公文書について、後世に残すべき重要な公文書を選別するための基準(以下「歴史的公文書選別基準」という。)を定めなければならない。
- 6 市長は、保有する公文書について、保存期間(延長された場合にあっては、延長後の保存期間。以下同じ。)の満了前のできる限り早い時期に、保存期間が満了したときの措置として、歴史的公文書選別基準に該当するものにあっては引き続き保存する措置を、それ以外のものにあっては廃棄する措置を採るべきことを定めなければならない。
- 7 市長以外の実施機関は、必要に応じて市長と協議を行い、保有する公文書について、保存期間の満了前のできる限り早い時期に、保存期間が満了したときの措置として、歴史的公文書選別基準に該当するものにあっては市長へ移管する措置を、それ以外のものにあっては廃棄する措置を採るべきことを定めなければならない。
- 8 実施機関は、第2項の基準を制定し、又は改廃したときは、相模原市情報公開・

個人情報保護・公文書管理審議会(以下「審議会」という。)に報告しなければならない。

9 実施機関は、第4項第5号の規定により保存期間及び保存期間の満了する日を 延長しようとするとき又は歴史的公文書選別基準を制定し、若しくは改廃しよう とするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

(公文書の保存)

- 第7条 実施機関は、公文書について保存期間の満了する日までの間、その内容、時の経過、利用の状況等に応じ、適切な保存及び利用を確保するために必要な場所において、適切な記録媒体により、識別を容易にするための措置を講じた上で保存しなければならない。
- 2 前項の場合において、実施機関は、公文書の集中管理の推進に努めなければな らない。

(公文書目録の作成及び公表)

第8条 実施機関は、公文書の適正な管理を行うため、規則その他の規程で定めるところにより、公文書の目録を作成し、インターネットの利用その他の方法により、一般の閲覧に供するものとする。ただし、1年以下の保存期間が設定されたものについては、この限りでない。

(保存期間が満了した公文書の取扱い)

- 第9条 市長は、保存期間が満了した公文書について、第6条第6項の規定による 定めに基づき、保存し、又は廃棄しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定にかかわらず、第6条第6項の規定により廃棄の措置を採 るべきと定めた公文書にあっても、当該公文書が歴史的公文書選別基準に該当す ると認めるときは、保存しなければならない。
- 3 市長以外の実施機関は、保存期間の満了した公文書について、第6条第7項の 規定による定めに基づき市長に移管し、又は廃棄しなければならない。この場合 において、市長は、当該移管された公文書を保存しなければならない。
- 4 市長以外の実施機関は、前項の規定にかかわらず、第6条第7項の規定により 廃棄の措置を採るべきと定めた公文書にあっても、当該公文書が歴史的公文書選 別基準に該当すると認めるときは、市長に移管しなければならない。この場合に

おいて、市長は、当該移管された公文書を保存しなければならない。

- 5 実施機関は、第1項若しくは第2項の規定により保存し、又は第3項若しくは 前項の規定により市長に移管する公文書について、第15条第1項第1号に掲げ る場合に該当するものとして利用の制限を行うことが適切であると認める場合に は、その旨の意見を付さなければならない。
- 6 実施機関は、第1項又は第3項の規定により、保存期間が満了した公文書を廃棄しようとするときは、当該公文書の目録を公表するとともに、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。ただし、1年以下の保存期間が設定されたものについては、この限りでない。

(管理状況の報告等)

- 第10条 市長以外の実施機関は、公文書の管理の状況について、毎年度、市長に 報告しなければならない。
- 2 市長は、毎年度、実施機関における公文書の管理の状況を取りまとめ、その概要を公表しなければならない。

(公文書管理体制の整備)

第11条 実施機関は、規則その他の規程で定めるところにより、公文書を適正に 管理するために必要な体制を整備しなければならない。

(適用除外)

第12条 この章の規定は、歴史的公文書には適用しない。

第3章 歴史的公文書の保存、利用等

(歴史的公文書の保存等)

- 第13条 市長は、歴史的公文書について、第31条の規定により廃棄されるに至る場合を除き、永久に保存しなければならない。
- 2 市長は、歴史的公文書について、その内容、保存状態、時の経過、利用の状況 等に応じ、適切な保存及び利用を確保するために必要な場所において、適切な記 録媒体により、識別を容易にするための措置を講じた上で保存しなければならな い。
- 3 市長は、歴史的公文書に相模原市個人情報保護条例第2条第3号に規定する個人情報が記録されている場合には、当該個人情報の漏えいの防止のために必要な

措置を講ずる等適正な管理を行わなければならない。

4 市長は、規則で定めるところにより、歴史的公文書の適切な保存及び利用に資するために必要な事項を記載した目録を作成し、インターネットの利用その他の方法により、一般の閲覧に供するものとする。

(歴史的公文書の利用の請求)

- 第14条 何人も、この条例の定めるところにより、前条第4項の目録の記載に従い、市長に対して歴史的公文書の利用の請求(以下「利用請求」という。)をすることができる。
- 2 利用請求をしようとするものは、市長に対して、次の事項を記載した書面(以下「利用請求書」という。)を提出しなければならない。ただし、利用請求に係る歴史的公文書に、公表を目的として作成し、又は取得した情報その他明らかに利用することができる情報が記録されている場合であって、市長が利用請求書の提出を要しないと認めたときは、利用請求以外の規則で定める簡便な方法によることができる。
 - (1) 氏名又は名称及び代表者の氏名
 - (2) 住所又は所在地
 - (3) 利用請求に係る歴史的公文書の目録に記載された名称
 - (4)前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 3 市長は、利用請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用請求をしたもの(以下「利用請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、市長は、利用請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(歴史的公文書の利用請求の取扱い)

- 第15条 市長は、利用請求があった場合には、次に掲げる場合を除き、これを利用させなければならない。
 - (1) 当該歴史的公文書に次に掲げる情報が記録されている場合 ア情報公開条例第7条第1号に掲げる情報 イ情報公開条例第7条第2号に掲げる情報 ウ情報公開条例第7条第3号に掲げる情報

工情報公開条例第7条第5号ア又は第6号に掲げる情報

- (2) 当該歴史的公文書の原本を利用に供することにより当該原本の破損若しく はその汚損を生ずるおそれがある場合又は市長が修復作業等のために当該原本 を現に使用している場合
- 2 市長は、利用請求に係る歴史的公文書が前項第1号に該当するか否かについて 判断するに当たっては、当該歴史的公文書が公文書として作成又は取得されてか らの時の経過を考慮するとともに、当該歴史的公文書に第9条第5項の規定によ る意見が付されている場合には、当該意見を参酌しなければならない。
- 3 市長は、第1項第1号に掲げる場合であっても、同号に係る情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、利用請求者に対し、当該部分を除いた部分を利用させなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

(歴史的公文書の利用請求に対する決定)

- 第16条 市長は、利用請求に係る歴史的公文書の全部又は一部を利用させるときは、その旨の決定をし、利用請求者に対し、その旨並びに利用させる日時及び場所を書面により通知しなければならない。
- 2 市長は、利用請求に係る歴史的公文書の全部を利用させないときは、利用させない旨の決定をし、利用請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。
- 3 市長は、前項の利用させない旨の決定(前条第3項の規定により、利用請求に係る歴史的公文書の一部を利用させないときを含む。)をした場合は、その理由を併せて通知しなければならない。

(歴史的公文書の利用決定等の期限)

- 第17条 前条第1項及び第2項の規定による決定(以下「利用決定等」という。) は、利用請求のあった日の翌日から起算して14日以内に行わなければならない。 ただし、第14条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に 要した日数は、その期間に参入しない。
- 2 市長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、前項に規定する期間を利用請求があった日の翌日から起算して60日以内に限り延長することがで

- きる。この場合において、市長は、利用請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間 及び延長の理由を書面により通知しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、利用請求に係る歴史的公文書が著しく大量である ため、利用請求があった日の翌日から起算して60日以内にその全てについて利 用決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合に は、市長は、利用請求に係る歴史的公文書のうち相当の部分につき当該期間内に 利用決定等を行い、残りの歴史的公文書については相当の期間内に利用決定等を 行うものとする。この場合において、市長は、第1項に規定する期間内に、利用 請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。
 - (1) 本項を適用する旨及びその理由
 - (2) 残りの歴史的公文書について利用決定等をする期限

(本人情報の取扱い)

第18条 市長は、第15条第1項第1号アの規定にかかわらず、同号アに掲げる情報により識別される特定の個人(以下この条において「本人」という。)から、当該情報が記録されている歴史的公文書について利用請求があった場合において、規則で定めるところにより本人であることを示す書類の提示又は提出があったときは、本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報が記録されている場合を除き、当該歴史的公文書につきこれらの規定に掲げる情報が記録されている部分についても、利用させなければならない。

(第三者保護に関する手続)

- 第19条 利用請求に係る歴史的公文書に市及び利用請求者以外のもの(以下「第三者」という。)に関する情報が記録されている場合には、市長は、当該歴史的公文書を利用させるか否かについての決定をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、利用請求に係る歴史的公文書の名称その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。
- 2 市長は、第三者に関する情報が記録されている歴史的公文書の利用をさせようとする場合であって、当該情報が情報公開条例第7条第1号イ又は第2号ただし書に規定する情報に該当すると認めるときは、利用させる旨の決定に先立ち、当該第三者に対し、利用請求に係る歴史的公文書の名称その他規則で定める事項を

書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、 当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

- 3 市長は、歴史的公文書であって第15条第1項第1号ウに該当するものとして 第9条第5項の規定により市長以外の実施機関から意見を付されたものを利用さ せる旨の決定をする場合には、あらかじめ、当該歴史的公文書を移管した実施機 関に対し、利用請求に係る歴史的公文書の名称その他規則で定める事項を書面に より通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。
- 4 市長は、第1項又は第2項の規定により意見書を提出する機会を与えられた第三者が当該歴史的公文書を利用させることに反対の意思を表示した意見書(以下「反対意見書」という。)を提出した場合において、当該歴史的公文書を利用させる旨の決定をするときは、その決定の日と利用させる日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、市長は、その決定後直ちに、当該反対意見書を提出した第三者に対し、利用させる旨の決定をした旨及びその理由並びに利用させる日を書面により通知しなければならない。

(歴史的公文書の利用の方法)

第20条 市長が歴史的公文書を利用させる場合には、文書又は図画については閲覧又は写しの交付の方法により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行う。ただし、閲覧の方法により歴史的公文書を利用させる場合にあっては、当該歴史的公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときに限り、その写しを閲覧させる方法により、これを利用させることができる。

(歴史的公文書の閲覧の手数料等)

- 第21条 この条例の規定に基づく歴史的公文書の閲覧に係る手数料は、相模原市 手数料条例(平成12年相模原市条例第7号)の規定にかかわらず、無料とする。
- 2 この条例の規定に基づき歴史的公文書(前条ただし書の規定により歴史的公文 書を複写したものを含む。)の写しを交付する場合の当該写しの交付に要する費用 は、利用請求者の負担とする。

(審理員の指名の適用除外)

第21条の2 利用決定等又は利用請求に係る不作為に係る審査請求については、

行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項本文の規定は、適用しない。

(追加〔平成27年条例79号〕)

(審査会への諮問)

- 第22条 利用決定等又は利用請求に係る不作為について審査請求があったときは、 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、相模原市情報公開・個人情 報保護・公文書管理審査会(以下「審査会」という。)に諮問し、その議を経て、 当該審査請求についての裁決を行うものとする。
 - (1)審査請求が不適法であり、却下する場合
 - (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る歴史的公文書の全部を利用させることとする場合(当該歴史的公文書の利用について、反対意見書が提出されている場合及び行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第30条第2項に規定する意見書(以下「参加人意見書」という。)において反対する旨の意見が述べられている場合を除く。)
- 2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適 用する同法第29条第2項の弁明書及び同法第30条第1項に規定する反論書並 びに参加人意見書の写し(反論書及び参加人意見書の写しにあっては、提出があっ た場合に限る。)を添えてしなければならない。

(一部改正〔平成27年条例79号〕)

(諮問をした旨の通知)

- 第23条 市長は、前条第1項の規定により諮問をしたときは、次に掲げるものに 対し、諮問をした旨を通知しなければならない。
 - (1)審査請求人及び参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。)
 - (2) 利用請求者(利用請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)
 - (3) 当該審査請求に係る歴史的公文書の利用について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

(一部改正〔平成27年条例79号〕)

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

- 第24条 第19条第4項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。
 - (1) 利用決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
 - (2)審査請求に係る利用決定等(利用請求に係る歴史的公文書の全部を利用させる旨の決定を除く。)を変更し、当該利用決定等に係る歴史的公文書を利用させる旨の裁決(第三者である参加人が当該歴史的公文書の利用に反対の意思を表示している場合に限る。)

(一部改正〔平成27年条例79号〕)

(審査会の調査権限等)

- 第25条 審査会は、必要があると認めるときは、市長に対し、利用決定等に係る 歴史的公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査 会に対し、その提示された歴史的公文書の公開を求めることができない。
- 2 市長は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではな らない。
- 3 審査会は、必要があると認めるときは、市長に対し、利用決定等に係る歴史的 公文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は 整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。
- 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、 審査請求人、参加人又は市長(以下「審査請求人等」という。)に意見書又は資料 の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることそ の他必要な調査をすることができる。

(一部改正〔平成27年条例79号〕)

(意見の陳述等)

第26条 審査会は、審査請求人等から申出があったときは、当該審査請求人等に、 口頭で意見を述べる機会を与え、又は意見書若しくは資料の提出を認めることが できる。

(一部改正〔平成27年条例79号〕)

(提出資料の写しの送付等)

第27条 審査会は、第25条第4項若しくは前条の規定により提出された意見書

又は第25条第3項若しくは第4項若しくは前条の規定により提出された資料の写し(電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

- 2 審査会は、前項の規定による送付をするときは、当該送付に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 3 審査請求人及び参加人は、市長に対し、市長が審査会に提出した意見書又は資料の閲覧を求めることができる。この場合において、市長は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。
- 4 市長は、前項の規定による閲覧について、その日時及び場所を指定することができる。
- 5 第3項の規定による意見書又は資料の閲覧に係る手数料は、相模原市手数料条 例の規定にかかわらず、無料とする。

(一部改正「平成27年条例79号])

(調査審議手続の非公開)

第28条 第22条第1項の規定による諮問に基づき行う審査会の調査審議の手続 は、公開しない。

(一部改正〔平成27年条例79号〕)

(利用の促進)

第29条 市長は、歴史的公文書(第15条の規定により利用させることができるものに限る。)について、展示その他の方法により積極的に一般の利用に供するよう 努めなければならない。

(実施機関による利用の特例)

第30条 実施機関が作成し、又は取得した歴史的公文書について、当該実施機関が所掌事務を遂行するために必要であるとして利用請求をした場合には、第15条第1項第1号の規定は、適用しない。

(歴史的公文書の廃棄)

第31条 市長は、歴史的公文書として保存されている文書が重要でなくなったと 認める場合には、当該歴史的公文書の目録を公表するとともに、あらかじめ審議 会の意見を聴き、当該文書を廃棄することができる。

(保存及び利用の状況の公表)

第32条 市長は、毎年度、歴史的公文書の保存及び利用の状況について公表しなければならない。

第4章 雜則

(出資法人等の文書の管理)

- 第33条 市が出資その他の財政上の援助を行う法人であって、実施機関が定める もの(以下「出資法人等」という。)は、この条例の趣旨にのっとり、その保有す る文書の適正な管理に関して必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 2 実施機関は、出資法人等の文書の適正な管理が推進されるよう必要な施策を講 ずるものとする。

(指定管理者の文書の管理)

- 第34条 指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3 項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)は、この条例の趣旨にのっとり、本 市が設置する公の施設(同法第244条第1項に規定する公の施設をいう。)の管 理に関する文書を適正に管理するため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 2 実施機関は、指定管理者の前項の文書の適正な管理が推進されるよう必要な施 策を講ずるものとする。

(審議会及び審査会の委員の守秘義務)

第35条 審議会及び審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。 その職を退いた後も、同様とする。

(罰則)

第36条 前条の規定に違反して秘密を漏らした審査会の委員(その職を退いた者を含む。)は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(市長の調整)

第37条 市長は、この条例の目的を達成する範囲内において必要があると認める

ときは、公文書の管理について、実施機関に対し、報告を求め、又は助言することができる。

2 市長は、公文書の適正な管理を確保するために必要があると認めるときは、実 施機関に対し、公文書の管理について、当該職員に実地調査をさせることができ る。

(電子化の推進)

第38条 実施機関は、適正な公文書管理、事務事業の効率化、市民利用の促進等 に資するため、公文書の電子化の推進に努めなければならない。

(研修)

第39条 実施機関は、職員に対し、公文書の管理を適正かつ効果的に行うために 必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うものと する。

(委任)

第40条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規 定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1)第6条第8項及び第9項の規定並びに附則第6項(附属機関の設置に関する条例(昭和37年相模原市条例第17号)別表の改正規定中相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会に係る部分に限る。)の規定 公布の日
 - (2) 第13条第4項及び第14条から第30条までの規定 公布の日から起算 して1年を超えない範囲で規則で定める日

(平成26年規則第77号で平成26年10月1日から施行)

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に作成し、又は取得した公文書の保存期間は、実施機関 が現に定めている保存期間とする。
- 3 この条例の施行の際現に保存期間が満了した公文書を廃棄しようとするときは、 実施機関は、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。ただし、1年以

下の保存期間が設定されたものについては、この限りでない。

4 この条例の施行の際現に後世に残すべき重要な公文書として保存期間満了後も 保存している公文書については、歴史的公文書とみなす。

(相模原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

5 相模原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年相模 原市条例第31号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(附属機関の設置に関する条例の一部改正)

6 附属機関の設置に関する条例の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(附属機関の設置に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 7 この条例の施行の際現に前項の規定による改正前の附属機関の設置に関する条例(以下「改正前の条例」という。)に定める相模原市情報公開・個人情報保護審査会の委員である者は、同項の規定による改正後の附属機関の設置に関する条例(以下「改正後の条例」という。)に定める相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審査会の委員とみなし、その任期は、改正前の条例による任期の残任期間とする。
- 8 この条例の施行後最初に委嘱される改正後の条例に定める相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審査会の委員の任期は、改正後の条例の規定にかかわらず、改正前の条例により委嘱された相模原市情報公開・個人情報保護審査会の委員の任期満了の日までとする。
- 9 この条例の施行の際現に改正前の条例に定める相模原市情報公開・個人情報保護審査会が調査審議している事案は、改正後の条例に定める相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審査会が諮問され、調査審議している事案とみなす。 (情報公開条例の一部改正)
- 10 情報公開条例の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(相模原市個人情報保護条例の一部改正)

11 相模原市個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成27年12月24日条例第79号抄)

(施行期日)

1 この条例は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の施行の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第3条の規定による改正後の相模原市情報公開条例第3章の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後にされた相模原市情報公開条例第12条第1項に規定する公開決定等(以下「公開決定等」という。)又は同条例第6条第1項に規定する公開請求(以下「公開請求」という。)に係る不作為に係る審査請求について適用し、施行日前にされた公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る不服申立てについては、なお従前の例による。
- 4 第6条の規定による改正後の相模原市公文書管理条例第21条の2から第28 条までの規定は、施行日以後にされた相模原市公文書管理条例第17条第1項に 規定する利用決定等(以下「利用決定等」という。)又は同条例第14条第1項に 規定する利用請求(以下「利用請求」という。)に係る不作為に係る審査請求につ いて適用し、施行日前にされた利用決定等又は利用請求に係る不作為に係る異議 申立てについては、なお従前の例による。

附 則(平成31年3月18日条例第4号)

この条例は、平成32年4月1日から施行する。

別表(第6条関係)

(一部改正〔平成31年条例4号〕)

	公文書の区分	保存期間
1	市の総合計画及び基本方針に関するもの	30年
2	特に重要な事務及び事業の計画に関するもの	
3	市の廃置分合、境界変更及び行政区画に関するもの	
4	市の沿革に関するもの	
5	条例、規則、訓令及び要綱の制定及び改廃に関するもの	
6	議案、報告その他市議会に関するもの	

1		
7	叙勲、褒章及び市表彰に関するもの	
8	諮問及び答申に関するもの	
9	市長等の事務引継に関するもの	
1 0	職員の任免及び賞罰に関するもの	
1 1	公有財産の取得、処分等に関するもの	
1 2	予算及び決算に関するもので重要なもの	
1 3	前各項に掲げるもののほか、30年保存とする必要があると認	
X,	つるもの	
1	重要な事務及び事業の計画及び実施に関するもの	10年
2	市の行政運営の基本方針、重要施策等を審議する会議で重要なも	
0		
3	審査基準、処分基準及び行政指導指針の制定及び改廃に関するも	
0		
4	許認可等の行政処分に関するもので重要なもの	
5	予算、決算及び出納に関するもの	
6	工事の施行に関するもので重要なもの	
7	訴訟等に関するもの	
8	行政代執行に関するもの	
9	前各項に掲げるもののほか、10年保存とする必要があると認め	
る	もの	
1	事務及び事業の計画及び実施に関するもの	5年
2	請願、陳情、要望等に関するもの	
3	不服申立てに関するもの	
4	附属機関等に関するもの	
5	許認可等の行政処分に関するもの	
6	表彰及び行事に関するもの	
7	工事の施行に関するもの	
8	施設の管理に関するもの	
9	補助金及び交付金に関するもの	

1		i i		
1 () 出納に関するもので軽易なもの			
1 1	L 職員の服務、研修、給与等に関するもの			
1 2	2 非常勤特別職職員、会計年度任用職員及び臨時的任用職員の任			
免	色に関するもの			
1 3	3 寄附又は贈与の受納に関するもの			
1 4	1 調査研究、統計等に関するもの			
1 5	5 監査及び審査に関するもの			
1 6	6 前各項に掲げるもののほか、5年保存とする必要があると認め			
Z	らもの			
1	申請、報告及び届出等に関するもの	3年		
2	後援又は共催に関するもの			
3	会議、講習及び研修事業に関するもの			
4	前3項に掲げるもののほか、3年保存とする必要があると認める			
もの				
1	照会、回答及び通知等で軽易なもの	1年		
2	事務及び事業の実施に関するもので軽易なもの			
3	文書の収受及び発送に関するもの			
4	前3項に掲げるもののほか、1年保存とする必要があると認める			
*				
1	軽易なもので供覧、回覧等により用務が終了するもの	事務処理上必		
2	軽易なもので1年以上保存する必要がないと認めるもの	要な1年未満		
		の期間		

○相模原市立公文書館条例

平成26年7月1日 条例第27号

(趣旨)

第1条 この条例は、相模原市立公文書館の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 歴史資料として重要な公文書等(相模原市公文書管理条例(平成25年相模原市条例第46号)第2条第3項に規定する歴史的公文書その他の記録をいう。以下同じ。)を適切に保存し、及び市民等の利用に供するため、公文書館法(昭和62年法律第115号)第5条第1項の規定に基づき、相模原市立公文書館(以下「公文書館」という。)を相模原市緑区久保沢1丁目3番1号に設置する。

(休館日)

- 第3条 公文書館の休館日は、次のとおりとする。
 - (1)月曜日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるときは、その翌日)
 - (2) 前号の規定にかかわらず、12月29日から翌年の1月3日までの日
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が定める日
- 2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、休館日を開館日とする ことができる。
- 3 市長は、第1項第3号の規定により休館日を定め、又は前項の規定により休館 日を開館日とするときは、あらかじめその旨を市民に周知するものとする。 (利用できる時間)
- 第4条 公文書館を利用できる時間は、午前8時45分から午後5時までとする。 ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。
- 2 市長は、前項ただし書の規定により公文書館を利用できる時間を短縮する変更 をするときは、あらかじめその旨を市民に周知するものとする。

(入館の制限等)

第5条 市長は、公文書館を利用しようとする者又は利用する者が次の各号のいず

れかに該当する場合は、公文書館への入館を拒み、又は退館させることができる。

- (1)公文書館における秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあると認められるとき。
- (2)公文書館の施設、備品及び歴史資料として重要な公文書等(以下「施設等」という。)を損傷し、又は滅失させるおそれがあると認められるとき。
- (3)前2号に掲げるもののほか、公文書館の管理上支障があると認められるとき。

(販売行為等の禁止)

第6条 何人も、公文書館において、物品の販売、広告、宣伝、寄附募集行為その 他これらに類する行為をしてはならない。ただし、市長の許可を受けた場合は、 この限りでない。

(損害賠償)

第7条 公文書館の施設等を故意又は過失により損傷し、又は滅失させた者は、市 長の指示に従いこれを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。 ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第8条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

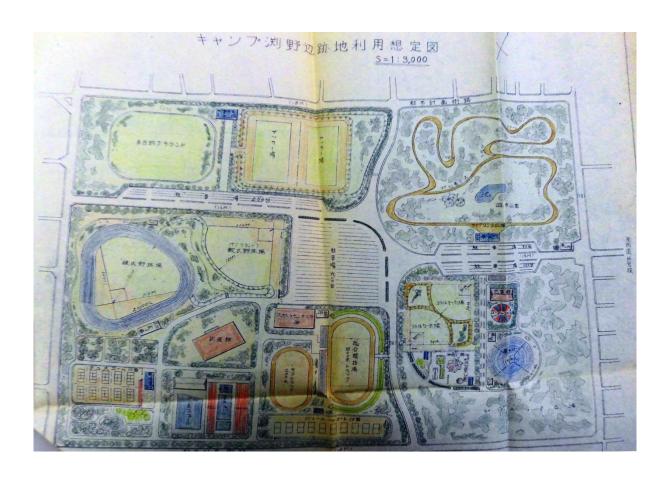
附則

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

相模原市立公文書館第15回企画展

「軍都計画』と相模原」 その後

~陸軍機甲整備学校(キャンプ淵野辺)の変遷~



開催期間 令和元年

7月5日(金)-9月8日(日)

開催時間 午前8時45分-午後5時

※ 休館日は毎週月曜日(7月15日、8月12日は除く)、7月16日(火)・17日(水)、8月13日(火)・21日(水)です。

開催場所 相模原市立公文書館 2042(783)8053

展示概要

現在、市立弥栄小学校、市立淵野辺公園、市立博物館や国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構(JAXA)、国民生活センターなどのある場所は、昔は「キャンプ淵野辺」という米軍基地でした。さらにそれ以前は、日本陸軍機甲整備学校という戦車等を整備することを学ぶ学校でした。それらがどのように移り変わっていったかを歴史的公文書等で現していきます。

く主な展示資料 (一部変更になる可能性があります。)

陸軍施設の移転から終戦へ

- ・「軍都計画時代の軍諸施設配置図」(図)
- ・「ポツダム」宣言受諾ニ関スル内閣総理大臣及び外務大臣報告(複写) (国立公文書館所蔵)

陸軍施設の多くは米軍基地(陸軍機甲整備学校はキャンプ淵野辺)に

- ・「連合国軍(米軍)部隊の相模原進駐状況(1945年9月)」(図)
- ・昭和20年相模原町事務報告「民主的新日本ノ建設ハ着々トシテ実施セラレツヽアリ」 「昭和21、22年度町会会議録及び議決書」(相模原町文書)(原本)

キャンプ淵野辺は

- ·「電波障害制限地区指定反対市民集会」1968(昭和43)年(写真)
- ・キャンプ淵野辺周辺における電波地役権の米側要求(昭和39、40年度 基地提供及び返還(原本)(神奈川県立公文書館所蔵)
- ·「市民総決起大会開催要項」(今井家資料)(原本)(市立博物館蔵)

キャンプ淵野辺の返還

- ・「相模原市米軍基地返還促進市民協議会の結成」(原本)
- ・「地元優先利用実現に関する請願書」(原本)
- ・相模補給廠で修理された戦車等のベトナム

輸送についての抗議文(複写)

・「キャンプ淵野辺返還式」(写真)

返還から地元利用への歩み

- ・『相模原市と米軍基地』(平成元年、渉外課)(図)「全面返還された米軍基地」(折込図)
- ・「キャンプ淵野辺跡地利用構想図」(昭和 57 年 3 月)『相模原の基地 よみがえるキャンプ渕野辺』(昭和 57 年、渉外課)(図)

[参考文献:相模原市史「現代通史編」「現代テーマ編」「現代資料編」ほか]

相模原市立公文書館

〒252-5192

相模原市緑区久保沢1丁目3番1号 城山総合事務所第2別館3階

電話 042-783-8053





交通のご案内

橋本駅北口からは「橋 01 三ヶ木」行き、南口からは「橋 08 若葉台住宅」行きのバスが多く出ています。三ヶ木方面からは橋本駅行きバスを利用、「城山総合事務所入口」で下車、徒歩 3 分

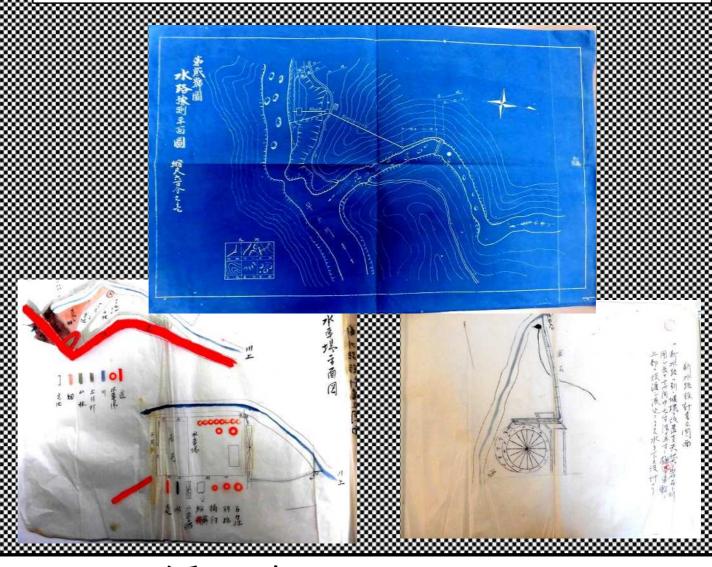


使っているかも?

相模原市立公文書館第16回企画展

相模原生まれのエネルギー

~ 水車からメガソーラーまで ~



〔開催期間〕 令和 元 年

10月8日(火) >>> 12月22日(日)

休館日:月曜日(10月14日.11月4日を除く)、毎月第3水曜日、

10月15日(火)、11月5日(火)

[開催時間] 午前 8 時 45 分 \sim 午後 5 時 00 分

[開催場所] 相模原市立公文書館



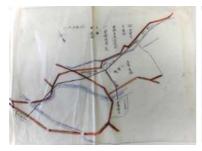
地域で生まれ地域で消費されるエネルギーの昔と今を 公文書などで見ていきます。

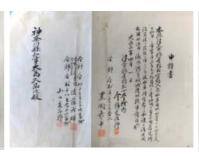
むかしながらの水車を利用した動力、地域のための水力発電、そして清掃工場の熱供給や発電、大規模な太陽光発電を紹介します。

相模原市立公文書館所蔵文書の展示(一例)















相模原市立公文書館



〒252-5192 相模原市緑区久保沢1-3-1 城山総合事務所第2別館3階

042-783-8053

<交通のご案内>

橋本駅北口からは「橋 01 三ヶ木」行き、南口からは「橋08 若葉台住宅」行きのバスが多く出ています。三ヶ木方面からは橋本駅行きバスを利用、「城山総合事務所入口」で下車、徒歩3分

相模原市立公文書館第17回企画展

『大正』という時代



【開催期間】

令和2年2月4日(火)から3月29日(日)

休館日:月曜日(2月24日を除く)、2月25日(火)、第3水曜日

【開催時間】 午前8時45分~午後5時00分

【開催場所】 相模原市立公文書館

『大正』という時代

大正は、明治と昭和に挟まれた約14年の短い期間ですが、大正9年国勢調査の実施、大正13年メートル法施行、大正14年普通選挙法成立など現在のくらしの基礎が作られました。

また、相州津久井(現在の相模原市緑区又野)出身の尾崎行雄氏は、護憲運動で活躍し、大正3年に第2次大隅内閣において司法大臣に就任しています。大正7年米騒動、大正10年原敬首相の暗殺事件、大正12年皇太子裕仁親王狙撃事件(虎ノ門事件)等も起きています。

この時代に本市がどのように対応し変化していったか、歴史的公文書を中心に展示します。

国勢調査

大正9年8月30日 神奈川県は10月1日に行われる第1回国勢調査について 公報号外を発行し、その国勢調査の意義について次のように述べている。

「之二依リテ社会組織ノ内容ヲ察知シ国民生活ノ実情ヲ審カニシテ各般施設計画 ノ基本資料ヲ得ルモノトシテ実ニ国利民福増進ノ源泉タルヘキ本邦創始ノ大業 ナリトス」(**津久井町史 「通史編 近世・近代・現代」より**)



普通選挙



普通選挙とは、大正14年5月5日公布された衆議院議員選挙法によるもので、納税額による選挙権の制限を撤廃したものであった。(中略)大正期にぼっ興した一般大衆の思想運動に対し、為政者はいたずらに抑圧するとかえって危険であることを悟り、あえてこの法の公布に踏み切ったものであった。

(相模原市史 「第4巻」より)

関東大震災

被害報告第一報 大正12年9月1日午前11時58分、関東地方を襲った大地震 は東京、横浜を中心に大災害をもたらし人々を驚愕させた。神奈川県津久井郡(現在 相模原市緑区)の山あいに点在する村々も、その例外ではなかった。山崩れ、地す べり、山林の崩壊、家屋の倒壊する中で、村民生命、財産を守る村役場のうち鳥屋 と青根の二つの村が被害当日の日付で、村内の状況報告を津久井郡役所に提出している。





展示資料

相模原市立公文書館

〒252-5192 相模原市緑区久保沢1丁目3番1号 城山総合事務所第2別館3階 電話042-783-8053





交通のご案内

橋本駅北口からは、「橋 01 三ヶ木」行き、南口からは、「橋 08 若葉台住宅」行きのバスが多く出ています。三ヶ木方面からは橋本駅行きバスを利用、「城山総合事務所入口」で下車、徒歩 3 分



相模原市立公文書館年報 (令和元年度の運用状況報告) 編集・発行 相模原市立公文書館 連絡先 042-783-8053